別表八（三）　記載要領

1　この表は、法人が令第119条の３第13項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令第119条の３第13項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑭」から「㉕」までの各欄は、法人が令第119条の３第８項（令第119条の４第１項後段（評価換え等があつた場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の３第１項（令第119条の３第８項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

3　「特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の属する他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額　⑰」の欄は、令第119条の３第８項第２号に掲げる金額を記載すること。

4　「他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（当該特定支配日の属する事業年度開始の日以後に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額がある場合には、当該配当等の額に対応して減少した利益剰余金の額を減算した金額）　⑱」の欄は、令第119条の３第７項第２号ハに掲げる金額を記載すること。この場合において、同条第11項又は第12項（令第119条の４第１項後段においてその例による場合を含む。）の規定の適用があるときは、令第119条の３第11項第１号ロ若しくは第２号ロ又は第12項第１号の規定により加算され、又は減算される金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

5　法人が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第112号）附則第５条第２項後段（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例等に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には、同項後段に規定する開始の時の直前における帳簿価額及び同項後段に規定する基準時における帳簿価額を別紙に記載して添付すること。

別表六の二の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 （別表十七（一）「35」と別表十七の二（二）「29」のうち多い金額）	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等若しくは対象純支払利子等の損金不算入額 （別表十七（一）「35」と（別表十七の二（二）「29」又は別表十七の二（四）「32」）のうち多い金額）

に改める。

別表十㈠を別表十㈠の二とし、別表十㈡を別表十㈠とする。

別表十㈣付表の表中

一時差異等調整積立金の取崩額 （別表十（八）「18」）	一時差異等調整積立金の取崩額 （別表十（九）「18」）

を、

一時差異等調整積立金の積立額 （別表十（八）「15」）	一時差異等調整積立金の積立額 （別表十（九）「15」）

に改め、同表の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）」を削り、同表を別表十㈣付表とする。

別表十㈣の表中

買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 （別表十（八）付表「５の計」）	買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 （別表十（九）付表「５の計」）

を、

繰越利益等超過純資産控除項目額 （別表十（八）付表「14」）	
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 （別表十（八）付表「35の計」）	

を

繰越利益等超過純資産控除項目額 （別表十（九）付表「14」）	
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 （別表十（九）付表「35の計」）	

に、

繰越利益等超過純資産控除項目額のうち当期加算額 （別表十（八）付表「42」）	繰越利益等超過純資産控除項目額のうち当期加算額 （別表十（九）付表「42」）

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）」を削り、同表を別表十㈤とする。

別表十㈢を別表十㈣とし、別表十㈡を別表十㈢とし、別表十㈠の次に次の一表を加える。